

犠牲者救済規定

第1章 総 則

第1条 目 的

この規定は組合員が組合活動によって犠牲を受けた時に救済することを目的とする。

第2条 適 用

この規定において犠牲とは機関の決定により組合の指令、指示、指定による組合活動を行ったという理由で、次の各号に該当した時をいう。

- 1、死亡した時。
- 2、負傷または疾病等にあった時。
- 3、司法上、行政上の係争中の時。
- 4、解雇または懲戒処分等により不利益な取り扱いを受けた時。
- 5、脅迫行為、名誉の失墜。
- 6、通勤災害。
- 7、その他、執行委員会または大会で救済する事が決定した時。

第3条 運営・手続

- 1、この規定による救済の決定は執行委員会が行う。但し、執行委員会において大会に付する事が議決された場合は大会の決定による。
- 2、この規定による救済手続は該当理由が発生したと認められた時、組合員は該当理由を明記し、執行委員会に提出するものとする。

第2章 救済基準

第4条 死亡

組合員が第2条1項に該当した時は遺族に対し執行委員会の議により次の救済を行う。

1、功績顯著な組合員に対し、大会の議を経て組合葬を行うこともできる。

2、葬祭料。

3、慶弔金。

なお、救済の基準は労災補償（職務上死亡）を準用することができる。

第5条 負傷、疾病

組合員が第2条第2項に該当した時は執行委員会の議により次の救済を行う。

1、療養に要する費用、療養期間の賃金は一部または全部を保証する事ができる。

なお、救済の基準は労災補償（職務上傷病）を準用することができる。

第6条 司法処分、行政処分

組合員が第2条第3項の処分を受けた時は執行委員会の決議により、係争中の次の一部または全部を救済する。

1、裁判に要する費用。但し、上訴については大会の承認を要する。

2、罰金及び科料。

3、司法処分、行政処分を受けた時の減収相当額。

詳細は執行委員会で決定する。但し、補償期間は1ヶ年とする。

第7条 解雇、懲戒

組合員が第2条第4項に該当した時は執行委員会の議により次の各号の一部または全部を救済する。

1、復職に要する費用（第2条3項）

2、復職迄の期間の給与。

詳細は執行委員会で決定する。但し、保障期間は1ヶ年までとする。

第8条 脅迫行為、名誉の失墜

組合員が第2条5項に該当した時は、執行委員会で協議し、大会において承認を得なければならない。

詳細については執行委員会で決定する。但し、補償期間は1ヵ年迄とする。

第9条 通勤災害

組合員が第2条6項に該当する場合の通勤災害は、労災補償（通勤災害）を準用する事が出来る。詳細については執行委員会で決定する。

第10条 重複補償の精算

救済が他の補償と重複した場合は、精算返済しなければならない。

第11条 資金

この規定による救済を行うための資金の徴収は執行委員会で決定する。但し、資金に不足を生じた時は大会にはかり財源を他に求める事も出来る。

第12条 会計処理

本会計は規約の第46条に準じて行う。

第3章 附 則

第13条 規定の改廃

この規定は直接無記名投票により組合員の3分の2以上の同意を得なければ改廃することが出来ない。

但し、緊急の場合、執行委員会の決議により漸次変更できる。

この場合次期定期大会での承認を得なければならない。

第14条 施 行

この規定は、平成24年5月1日より施行する。

代議員規定

第1条

代議員は定期大会、臨時大会並びに職場大会（半げん）の構成員として組合員の意思を代表し、規約第14条に規定する事項の審議に参加し意見を述べなければならない。

第2条

代議員は定期大会、臨時大会並びに職場大会（半げん）に出席する責任と義務を有する。

第3条

代議員の定員は執行委員会が組合員数に比例して決定する。
各支部長は規定により委員長選挙後1ヶ月以内に代議員を選任しなければならない。定員算定基準は原則として組合員数10名に対し1名を基本とする。

第4条（任期）

規約15条3項に準じる。

第5条

代議員手当は別途定める。

第6条

この規定は、平成24年5月1日から施行する。

査問委員会規定

第1条

この規定は規約の第38条及び第39条に基づき、本規定を定める。

第2条

査問委員会は組合員の制裁に関し、組合員の基本的人権を尊重し適切かつ公正な運用により、組合員の正義と秩序を維持し、真に組合の民主的運営をするために設置する。

第3条

査問委員会は執行委員会で指名された査問委員各支部1名と執行委員会構成役員1名で構成する。

第4条

原告、被告及びこれ等との親戚関係者、同一職務における直階関係にある者、その他当該事件の関係者はいずれも、その事を審査する委員となる事は出来ない。

第5条

告発のある時は、必ず査問委員会を開かなければならない。但し、告発人が告発を撤回した時は、この限りではない。招集は査問委員長が行う。査問委員長は委員の互選とする。

第6条

告発は執行委員会または組合員によって行われるものとし、すべて文書によらなければならぬ。

第7条

告発された者に対しては告発された後1週間以内にその内容を通知しなければならない。

第8条

委員会は審問のために必要とする参考人の出席、資料の提出を要求する事がある。関係者の事情聴取は告発のあった日から10日以内に行われなければならない。

第9条

査問を受けた者に対して適切な通知並びに抗弁のため

の機会を与える事無くして、制裁を加える事が出来ない。

第10条

審問を受けるものが正当かつ充分な理由をあげないで、指示された日時及び場所に出頭しない時は、委員会は出頭しているものとして証拠をとる事ができる。

第11条

審問を受ける者は、自らまたは弁護人を通じて証人を申請し、または反証を提出し、自分に対して反対証言をするすべての証人対し質問する権利がある。

第12条

審問を受ける者は、弁護人を申請する事が出来る。但し、2名以内とする。第三者として本人のために特に弁護したい希望のある組合員は、決定に先立ち委員会に弁護を申請する事が出来る。但し、この統制に関しては委員会の指示に従わなければならぬ。口頭陳述が許されない時は文書に代える事が出来る。

第13条

審判にあたっては自らの利益になると考えられる事項は本人に開陳する機会を与え、親切に取り扱わなければならない。

第14条

自白を強要する等、外部から不当な圧迫を加え本人に不利益な立場を与えた時はこれを証拠として採用し、または判定のための基本的事項とすることが出来る。

第15条

事実を発見するために必要と認められた時は証人と本人を対決させる事ができる。

第16条

審議判定は告発を裏付ける充分な証拠がなければならない。委員会に査問を要求する場合は、挙証責任は告発人側にあるものとする。

第17条

委員会の議決は多数決とし、無記名投票にて判定を下すものとする。委員会はその判定があつてから3日以内に理由を付して、委員長に通告しなければならない。本人に対する申し渡しは執行委員長が行う。

第18条

前条の申し渡しに意義がある時は、本人は1週間以内に委員長に対して再審査を申し出る事が出来る。異議の申し立ては具体的な理由をあげて書面をもって行わなければならない。
委員長は異議の申し立てを受けた日から、1週間以内に執行委員会を招集し、当該事件の再審議の是非を討議決定しなければならない。

第19条

前条の執行委員会で再審と決定された事件は再び査問委員会で取り上げなければならない。

第20条

委員会は原則として公開する。但し、本人の意志により、これを拒んだ時は本人の意志を斟酌し委員会において一時的に秘密にする事が出来る。

第21条

いかなる場合においてもこの規定による上訴権を行使つくす迄は、救済をもとめるための民事訴訟を起こすことはできない。

第22条

処置決定後、1週間以内に再審の申し立てのない時は上訴権を放棄したものと認める。

第23条

戒告を除く制裁は、大会の議を経なければならない。

第24条

この規定は平成22年6月1日から施行する。

選挙管理規定

第1条

この規定は規約の第31条を適用する。

第2条

この規定による選挙を行う為に、選挙管理委員会を設ける。

第3条

選挙管理委員長はそのつど選挙管理委員を選任する。

第4条

選挙管理委員会には委員長1名を置く。委員長は執行委員会で選任する。

第5条

選挙管理委員会の職務権限は次の通りとする。

- 1、選挙日及び立候補届け出に関する事項
- 2、立候補の受理並びに候補者の推薦、手続きの円滑化に関する事項。
- 3、候補者の資格審査に関する事項
- 4、候補者の氏名、略歴に関する事項
- 5、投票及び開票に関する事項
- 6、当選の確認と発表に関する事項
- 7、その他選挙に関する事項
- 8、各種大会の資格審査に関する事項

第6条

投票は直接無記名とし一人1票を投票する。いかなる場合も委任投票は認めない。白票は有効投票とする。

第7条

当選者は有効投票数の過半数以上の票を得たものとする。

第8条

立候補者が1名の場合は信任投票を実施する。

第9条

当選者が有効投票数の過半数に満たない場合、選挙管理委員長は当該選挙を無効と宣言し、選挙のやり直しを命ずることができる。

また、立候補者が1名で信任投票となった場合、立候補者は有効投票数の3分の2以上の信任を得なければ当選者になることができない。この場合の再選挙は前述と同じとする。

第10条

この規定は平成24年5月1日から施行する。

大会運営規定

第1条

この規定は規約第20条に基づく大会運営の円滑化を図る事を目的とする。

第2条

議長不在の時は仮議長として、大会運営委員長があたる。

第3条

大会運営に関する疑義については、大会運営委員が解釈を与えたえ議長がこれを宣言する。

第4条

大会運営委員長はそのつど運営委員を選任できる。

第5条

大会運営委員会には委員長を1名置き、委員長は執行委員会の指名による。

第6条

大会運営委員会の職務権限は次の通りとする。

- 1、提出議案の予備審査、提出議案の採択、不採択、統括分割等の決定。
- 2、議事日程の編集及び報告。
- 3、動議の受け付け及び採択・不採択の決定。
- 4、その他、大会運営に必要な事項。

第7条

大会運営委員会を経由しないで大会に議案が上程される事はない。大会運営委員会の決定事項はすべて大会に報告し、または承認を求めなければならない。

第8条

緊急動議を提出しようとする時は、大会運営委員会を通じて行わなければならない。但し、これによって大会に付議する事を阻止することはできない。

第9条

この規定は平成22年6月1日から施行する。

慶弔規定 (特別会計)

第1条 目的

会員相互の信頼と和を築き、親睦と健康を目的とし、私利私欲を捨て突然の不慮に対し互助する事を目的とする。

第2条 慶弔金の給付

給付は全労済保険給付と併用する。詳細は別に定める。

第3条 特別給付

執行委員会が特に認めた場合、組合功労者及び永年組合在籍者の活動を対象に弔慰金を支給することがある。
詳細は執行委員会の議による。

第4条 財源

本会計の財源は組合会計からの給付をもって運営する。

第5条 施行

この規約は平成22年6月1日より施行する。

個人積立金規定 (特別会計)

第1条 積立金

積立金額は1ヶ月一口1,000円とし毎月の給料から徴収する。但し、積立ての可否または口数の変更は組合員の意志で決めることが出来る。

第2条 返還

原則として退職時とする。但し本人の特別な申し出があれば会計担当者は速やかに払い戻しを実施しなければならない。

第3条 施行

この規定は平成22年6月1日より施行する。

規約・規定に関する付隨事項

1、役員手当の月額は次の通りとする。平成23年5月改訂済

執行委員長	20,000円
執行副委員長	20,000円
書記長	20,000円
事務局長	20,000円
支部長	20,000円
顧問	20,000円

2、本部、支部職員手当の月額は次の通りとする

本部会計	10,000円
本部総務部長	10,000円
支部教育涉外部長	10,000円
支部福利厚生部長	10,000円

3、各機関役員、代議員手当は年額次の通りとする。

常任議長	20,000円
会計監査役	15,000円
<u>選挙管理委員長</u>	<u>15,000円（開催時のみ）</u>
<u>大会運営委員長</u>	<u>15,000円（開催時のみ）</u>
査問委員	15,000円（開催時のみ）
<u>代議員</u>	<u>5,000円（開催時のみ）</u>

4、執行委員会構成役員の組合活動並びに業務に関して費やした時間に対する報償は原則として支給しない。

但し執行委員会が特に認める場合はその限りではない。その場合も月額20,000円を上限とする。

5、組合活動、組合業務に関する交通費は補助することができる。

6、組合活動、組合業務に関する通信費は補助することができる。

- 7、支部活動費については別途執行委員会で協議する。
- 8、改定が必要となった場合、執行委員会で討議し適正な範囲で改定することができる。但し、事後に大会の承認を得るものとする。
- 9、この規定は平成24年6月1日より施行する。

※ 規約中下線部分が改訂箇所